任意団体 仁徳地域商会会則

(名称)

第1条 この会は、仁徳地域商会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、山口市仁保内に置く。

(目的)

第3条 この会は、現在、危機的状況にある自然環境を維持・保全し、併せて経済の地域内循環を目指すことにより、持続可能な地域づくりを進め、次の世代へ継承すること、及び仁徳地域(仁保地域・徳地地域)に居住する人たちが、日常生活の中に生きがいを持ち、安心して豊かに、いきいきと心も体も健康に暮らし続けることを目的とする。

(活動・事業の種類)

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業及び活動を実施する。
 - (1) 仁徳地域住民等の「語り場」の企画運営
 - (2) 里山、休耕田、空き家等地域資源を活用して、豊かな田舎ぐらしを提案する各種事業の促進
 - (3) まつたけ再生から始める、脱炭素社会の実現に向けた地域資源再生開発事業の促進
 - (4) 仁徳地域商会サポーターズ倶楽部の企画運営
 - (5) その他、第3条の目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、メール、ロ頭等により、会長に申し出るものとする。

(退会)

第7条 会員は、会長にメール、口頭等の申出により任意に退会することができる。

(役員)

- 第8条 この会に次の役員を置く
 - (1) 会長 1人
 - (2) 事務局長(会計兼務) 1人
 - (3) 監事 2人

(選任)

- 第9条 役員は総会において、会員の中から選任する。
- 2 監事は、会長、事務局長を兼ねることはできない。

(職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 事務局長は、会長を補佐し、不在時はその職務を代行する。
- 3 監事は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(任期)

- 第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

(総会)

- 第12条 本会の総会は、会員を持って構成し、年1回開催するものとする。ただし、 必要がある時は臨時開催ができるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告および決算
- (4) 事業計画
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項
- 3 議長は会長が務める。
- 4 総会は会員の過半数で開催することが出来、議事は出席者の過半数で成立、可否 同数の時は議長の決するところによる。
- 5 総会が開催できない時は、書面をもって決することができる。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第14条 会長は、事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、 監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(変更)

第 16 条 この会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更 することができない。

附則

- 1 この会則は、2021年3月21日から施行する。
- 2 第9条の規定に関わらず、当初の2か年度の役員は、次のとおりとする。
 - (1) 会長 東孝次
 - (2) 事務局長(会計兼務) 安野早己
 - (3) 監事 市原茂、末永光正
- 3 第 15 条の規定に関わらず、初年度の事業年度は、2021 年 3 月 21 日に始まり、 2022 年 5 月 31 日に終わる。
- 4 この会の連絡手段は、原則、メール、Slack、Facebook、Lineで行う。